

大監査第31号
令和3年6月1日

大洲市長 二宮 隆久 様
大洲市議会議長 安川 哲生 様

大洲市監査委員 神元 崇
大洲市監査委員 榊田 和美

随時監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

令和3年度

(令和2年度起)

随時監査結果報告書

大洲市監査委員

1 監査の対象

(1) 大洲市消防団A分団第2部詰所改築工事

(2) 工事の概要

ア 工事場所 大洲市内（都市計画区域外）

イ 設計業務委託料 141万8469円（324万円のうち）

ウ 設計業務委託業者

所在地 松山市

社名 B社

エ 工事請負金額 1164万9000円

工事変更請負金額 452万8000円（増額）

オ 工事請負業者

所在地 大洲市

社名 C社

カ 工期

令和2年6月6日～令和2年11月30日

～令和3年3月31日（第1回変更）

～令和3年12月20日（第2回変更）

キ 関係部課等

（ア）総務部危機管理課（令和3年3月31日まで防災安全部）

（イ）総務部財政契約課（令和3年3月31日まで総務企画部）

（ウ）建設部都市整備課

（エ）会計管理者（会計課）

（オ）建設部建設課

ク 建物の概要

- ・消防詰所（車庫、トイレ、詰所、湯沸し、押入等）
- ・木造2階建て
- ・延床面積 44.58㎡（変更前48.40㎡）
- ・建築工事一式
- ・電気工事一式
- ・機械設備工事一式
- ・屋外付帯工事一式
- ・既存建物解体工事一式

2 監査の実施期間及び監査を実施した監査委員

(1) 監査の実施期間 令和3年3月22日～令和3年4月26日

(2) 監査を実施した監査委員 神元 崇、梶田和美

3 監査の実施要領

上記工事を監査の対象とし、あらかじめ工事担当部局（危機管理課、都市整備課）に設計図書、工事関係書類及び財務会計関係書類等、会計管理者に財務会計関係書類の提出を求め監査するとともに、現場調査を行い、その施工状況の実態を把握しながら実施したものである。

(1) 着眼点

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条各項において契約の締結方法が規定されているが、これに違反していないか。
- イ 地方自治法施行令第167条に指名競争入札について規定されているが、これに違反していないか。
- ウ 地方自治法第220条第2項に「歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。」と規定されているが、これに違反していないか。
- エ 地方自治法第232条の4第2項に「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。」と規定されているが、これに違反していないか。
- オ 大洲市予算事務規則（平成17年大洲市規則第48号）、大洲市会計規則（平成17年大洲市規則第49号）及び大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に違反していないか。
- カ 工事変更請負契約に基づく工事請負費の支出に問題はないか。
- キ 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(2) 提出を求めた書類

- ① 設計業務委託施行伺い
- ② 設計業務委託に係る入札関係書類一式
- ③ 設計業務委託契約伺い及び契約書
- ④ 工事施行伺い
- ⑤ 工事請負に係る入札関係書類一式
- ⑥ 工事請負契約伺い及び契約書
- ⑦ 変更前及び変更後の設計書及び図面
- ⑧ 工事変更施行伺い
- ⑨ 工事変更関係書類一式
- ⑩ 工事変更請負契約書

- ⑪ 工事写真
- ⑫ 設計業務委託料に係る支出負担行為書
- ⑬ 設計業務委託料に係る請求書及び支出命令書
- ⑭ 工事請負費に係る支出負担行為書
- ⑮ 工事請負費に係る請求書及び支出命令書
- ⑯ その他関係書類

4 調査の結果

対象事業の設計図書、工事関係書類、財務会計関係書類等及び現場を調査した結果、何れもおおむね適正に処理されていることを認めた。工事等に関する所見は次のとおりである。

(1) 事業経過表

年月日	事業実施項目・内容	担当課等
平成30年9月頃	現在地で改築することについてA分団第2部長等と合意し、決定した。	危機管理課
平成31年1月28日	現地調査 (調査中に隣家居住者から水道分岐に関する要望あり。)	都市整備課
平成31年4月24日	危機管理課から都市整備課へ設計業務依頼	危機管理課
令和元年5月9日	設計業務委託施行伺い	危機管理課 財政契約課
令和元年5月20日	設計業務委託業者決定伺い(9社)	財政契約課
令和元年6月6日	設計業務委託入札執行(B社落札 324万円)	財政契約課
令和元年6月6日	B社と設計業務委託契約締結(支出負担行為) 324万円のうちA分団第2部詰所分 141万8469円 履行期間 令和元年6月7日～令和元年9月20日	財政契約課 危機管理課 会計管理者
令和元年6月18日	B社と協議(設計の進め方について)	危機管理課 都市整備課
令和元年6月25日	法定外公共物の用途廃止及び所管換えの手続について建設課に確認。「事務手続は不要」との回答を得る。(1回目)	危機管理課 建設課
令和元年6月27日	B社と現地確認	危機管理課 都市整備課
令和元年6月27日	A分団第2部と協議	危機管理課 都市整備課

年月日	事業実施項目・内容	担当課等
令和元年7月19日	B社と協議（平面図案）	危機管理課 都市整備課
令和元年7月29日	A分団第2部と協議（平面図案）	危機管理課 都市整備課
令和元年8月9日	B社と協議（2階押入の配置について）	都市整備課
令和元年9月20日	B社から設計業務完了届	都市整備課
令和元年9月26日	設計業務委託の完了検査	都市整備課 B社
令和元年10月25日	設計業務委託料(A分団第2部詰所外1件分) 324万円支出	危機管理課 財政契約課 会計管理者
令和元年11月1日	A分団第2部と協議（完成図面確認）	危機管理課
令和2年4月1日	危機管理課から都市整備課に工事依頼	危機管理課
令和2年5月11日	工事施行伺い	危機管理課
令和2年5月18日	工事請負業者決定伺い（7社）	財政契約課
令和2年6月4日	工事に係る入札執行（C社落札 1164万9000円）	財政契約課
令和2年6月5日	C社と工事請負契約締結（支出負担行為） 工事期間 令和2年6月6日～令和2年11月30日	財政契約課 危機管理課 会計管理者
令和2年6月6日	工事着手	C社
令和2年6月10日	前金払決定申請書收受	危機管理課
令和2年6月10日	前金払決定通知書送付	危機管理課
令和2年6月12日	法定外公共物の用途廃止及び所管換えの手続について建設課に2回目の確認。前回同様、「事務手続は不要」との回答を得る。	危機管理課 建設課
令和2年6月25日	C社に対し前金払 465万円支出	危機管理課 会計管理者
令和2年7月7日	既存建物解体工事着手	C社
令和2年7月17日	既存建物解体工事完了	C社
令和2年7月20日	A分団第2部詰所改築に係る土木工事着手	C社
令和2年8月2日 又は3日	C社による地縄張り実施 （隣家居住者とC社が建物の配置を確認する。基礎がどの位置になるのかの確認はあったが、それについて異論はなかった。）	C社 隣家居住者

年月日	事業実施項目・内容	担当課等
令和2年8月4日	地縄検査	都市整備課 C社
令和2年8月25日	配筋検査（1回目）	都市整備課
令和2年8月26日	基礎コンクリート打設	C社
令和2年9月4日	木材材料検査（1回目）	都市整備課
令和2年9月15日	C社の基礎寸法誤りのため解体決定	都市整備課
令和2年9月24日	配筋検査（2回目）	都市整備課
令和2年9月25日	基礎コンクリート打設（やり直し分）	C社
令和2年10月8日	上棟	C社
令和2年10月14日	隣地の所有者（以下「所有者」という。）から都市整備課に電話連絡あり。 内容：「隣地境界線から50センチの距離をとる必要があるのではないか」	都市整備課 危機管理課
令和2年10月16日	構造物検査	都市整備課
令和2年10月19日	所有者と工事継続について協議（お願い） （結果、工事継続の承諾は得られなかった。）	危機管理課 都市整備課
令和2年10月20日	C社（施工業者）に対し、工事中止を通知	危機管理課 都市整備課
令和2年10月22日	B社（設計業者）に対し、設計変更依頼	都市整備課
令和2年11月12日	A分団第2部に設計変更案を提示	危機管理課 都市整備課
令和2年11月16日	地元区長に工期延長について説明	危機管理課
令和2年11月 （11月16日の週）	A分団第2部から変更案の承認あり。	危機管理課 都市整備課
令和2年11月19日	C社と工事変更請負契約締結（1回目。工期を令和3年3月31日まで延長する。）	財政契約課
令和2年12月4日	C社社長と今後の予定について協議	危機管理課 都市整備課
令和2年12月15日	C社から設計変更に伴う工事請負費（増額分）の見積書の提出あり。	都市整備課
令和2年12月15日	同上的見積書を精査する。	都市整備課
令和2年12月18日	副市長、防災安全部長及び危機管理課で対応を協議した。結果、工事をやり直す方針を決定。	危機管理課

年月日	事業実施項目・内容	担当課等
令和2年12月22日	市長、防災安全部長及び危機管理課で対応を協議した。結果、工事のやり直しを決定した。	危機管理課
令和2年12月28日	所有者と協議 (今後の予定について説明)	危機管理課 都市整備課
令和3年1月4日	所有者からの要請により、C社に足場(上空で隣地に越境している部分)の撤去を指示	都市整備課
令和3年1月6日	大洲市契約変更審査会の意見書收受 (工事変更に伴う増額はやむを得ないとの判断)	危機管理課
令和3年1月20日	C社と工事変更請負契約締結(2回目。契約金額の変更) 452万8000円を増額(支出負担行為) 工事中止の解除通知	財政契約課 危機管理課 会計管理者 都市整備課
令和3年2月2日	工事再開	C社
令和3年2月3日	解体工事(上屋解体)	C社
令和3年2月24日	基礎一部解体完了検査	都市整備課
令和3年2月24日	配筋検査(3回目)	都市整備課
令和3年2月26日	木材材料検査(2回目)	都市整備課
令和3年3月10日	隣家居住者が、「敷地は赤道(法定外公共物)と言っている」との情報が入る。	危機管理課
令和3年3月10日	建設課担当者に当該地での詰所建築は可能かについて3回目の確認を行うと、「最終的には用途廃止等の手続が必要である」との回答があった。	危機管理課 建設課
令和3年3月22日	財務事務所職員来庁。詰所改築敷地について協議したところ、「市が財務省から購入の上、10年間遡って使用料を支払う必要がある」との一次回答があった。継続して協議する必要あり。	危機管理課 復興支援課
令和3年3月31日	C社と工事請負変更契約締結(3回目。工期を令和3年12月20日まで延長する。)	財政契約課 危機管理課
令和3年4月5日	C社に対し、工事中止を通知(2回目)	危機管理課 都市整備課

(2) 工事変更請負契約締結に伴う増額分 金 452 万 8000 円

民法の規定に基づく所有者の指摘に対応するため、工事をやり直すことで、452 万 8000 円の増額が発生したものである。これは民法に違反しない

で同事業を完了させる上では必要な費用であるとして措置されたものである。

変更増額分に係る財源は、次表のとおり。

9款1項2目 消防施設整備事業 14節 工事請負費の詰所改築工事等の入札減少金等 491万4200円のうちから充当されている。

単位：円

工 事 名	予算額	契約額	予算残額 (入札減少金等)
A分団詰所改築工事	13,222,000	11,649,000	1,573,000
D分団詰所改築工事	16,060,000	13,970,000	2,090,000
E分団詰所所改築工事	15,422,000	15,121,000	301,000
E分団詰所解体工事	2,145,000	1,269,400	875,600
その他工事	2,147,000	2,072,400	74,600
合 計	48,996,000	44,081,800	4,914,200

(3) 調査における所見

計画、設計、積算、契約に関わる工事着手前の書類及び施工管理、安全環境管理等に関わる工事着手後の書類について調査を行った結果、何れもおおむね適正に書類が作成され、工事が施工されていることを認めた。

なお、設計書の変更案作成に伴う委託料に関しては、B社の申し出により無償とされている。

(4) 法令遵守等

地方自治法等の関係法令に違反する問題は認められなかったが、書類の日付漏れ等の不備が一部に見受けられた。事業実施に係る関係書類を作成する上においては、なお正確を期する必要があると考える。

(5) 現場確認

所有者からの申し出後に一旦工事が中止され、令和3年1月20日に解除。同年2月2日から再開されたものの、旧法定外公共物に係る問題対応等のため、同年4月5日から再度中止されている。

5 監査の結果

(1) 工事等の経緯について

大洲市消防団A分団における第2部詰所は、建築後40年以上（昭和53年築）が経過し、老朽化が著しいことから、危機管理課作成の消防車庫・詰所一覧表（経過年順）に基づき、順次、改築を進めていくこととなった。

事前の調査によると、既存詰所の敷地は区の集会所敷地と一体で利用されていて、国道側から見て、手前に詰所、その奥に集会所という位置関係にある。その面積は121.12㎡。そのうち、詰所改築が可能な面積は約24㎡しかない。

今回の詰所改築に当たり、現敷地では非常に狭隘な建物となること、また、詰所を先に建て替えた場合、将来の集会所改築工事が困難となることから、この際、二つの施設を複合化して改築することができないか市の内部で検討し、平成30年9月頃から複数回にわたり、A分団第2部長、区長等に投げかけ協議を重ねた。

その結果、「区としては現集会所の利用に当たり特に不便はなく、地元負担金を出してまでの改築は望まない」、「A分団第2部としても区に迷惑を掛けたくないため複合化は望まない」とのことで、実現には至らなかった。改築場所としては他に適当な土地を用意できなかったことから、A分団第2部とも協議・合意の上、現在地での改築を決定するに至った。

改築工事は令和2年6月6日から着手し、同年11月30日の竣工を目指して施工中のところ、同年10月8日の上棟から数日後の14日に、所有者から都市整備課に電話があり、その内容は「民法第234条の規定（建築と境界線からの50センチ後退義務）（以下「50センチ後退義務」という。）を遵守されたい」とのことであった。上棟時の隣地境界線との距離は設計図面上32センチとなっていた（工事やり直し後は62センチ）。危機管理課は、都市整備課からの連絡を受けて初めて所有者だと思い込んでいた居住者が真の所有者でないことを知った。早速、当該問題を回避すべく所有者に連絡を取り、工事を継続させていただくようお願いをしたものの、理解を得ることができなかった。

そのため、危機管理課は対応を協議する必要から、同年10月20日、C社に対して工事の中止を通知するとともに、同月22日、都市整備課からB社に対して設計書変更案の作成を依頼した。

その後、A分団第2部長等との協議、市内部における協議を経て、同年12月22日、工事のやり直しを決定し、その工事変更請負契約について工期を令和3年3月31日まで延長し、係る変更増額分を452万8000円としている。

現在、棟上げされた部分は解体され、基礎、土台と建築足場の一部が残された状態のままで工事が中止されている。

そして、詰所及び集会所敷地が「旧法定外公共物」であることが判明しているため、当該土地を取得することについて国と協議中である。こうした時間的な事情も考慮し、改築工事についても、その工期を令和3年12月20日まで再延長している。

他方、防災安全部（当時）及び建設部では、副市長から「今後の再発防止策を検討するように」との指示を受けて両部長間で協議した。そして、建築所管部長である建設部長の指示により、都市整備課から「建物を隣地に近接して建築する際の注意事項（建物をお隣の敷地に近接して建築する際の基礎知識について）」として市ホームページ及び掲示板に掲載し、職員に周知（令和3年1月21日付）し、注意喚起している。このことにより、今後において同じ事案が起きることはないはずである。

(2) 各所属の担当業務等について

ア 本事案に関係する当時の所属は、防災安全部危機管理課、建設部都市整備課、総務企画部財政契約課及び会計管理者（会計課）、間接的に建設部建設課である。

それぞれの所属の当該担当業務についてみると、

危機管理課は、詰所改築の主管課であり、A分団第2部、区長等との協議、事業実施の起案、設計業務委託及び工事の施行伺い並びに支出負担行為書及び支出命令書の起票等を担当している。

都市整備課は、危機管理課からの工事依頼を受けて、設計業務受託者及び工事請負業者との協議及び施工管理、併せて、危機管理課が地元等と協議する際に必要に応じて技術的な面からのサポートを担当している。

財政契約課は、設計業務及び工事請負等施行業者の選定、入札の執行及び契約業務並びに予算の配当及び執行管理を担当している。

会計管理者（会計課）は、支出負担行為の確認及び支出命令の審査を担当している。

間接的関係の建設課は、法定外公共物の所有・管理を担当している。

イ 本事案の発生原因である所有者からの「50センチ後退義務」の履行要求についてみると、

危機管理課では、消防車庫・詰所一覧表（経過年順）に基づき、令和元年度における消防団分団詰所3件の改築に係る設計業務委託費を、同2年度における工事請負費の予算を要求し、財政契約課の予算査定を受け、それぞれ当該年度の予算として計上された。

その予算執行に当たって、危機管理課等の担当職員は、本事案が既存のA分団第2部詰所を取り壊した跡地に改築するものであることや地元協議を重ねてきたことから、その過程の中で所有者を含めた地元関係者の合意があるものとの「思い込み」があった。その時点で、隣地（家）の居住者とその所有者が同一人物でないことを認識しておらず、また、所有者本人かどうかを確認することもしなかった。当該敷地と隣地との間に50センチ後退義務の規定があることも承知していなかった。

都市整備課では、危機管理課からの建築工事依頼を受けて、設計業務、改築に係る現地立会、工事請負業者等との協議、指示・検査等を担当している。担当職員は50センチ後退義務については承知していたものの、敷地が特に狭隘な中での改築であること、市職員として建築を担当してきた過去の経験においても、また、市全体の過去の建築工事においても50センチ後退義務が問題になったことは一切なかったということもあって、工事依頼を受けた時点では、そのことが問題提起されることはないとの「思い込み」があり、取り立てて情報共有あるいは指摘することまではしなかった。

財政契約課、会計管理者（会計課）及び建設課については、50センチ後退義務に関して直接の関係はなく、記述すべきことはない。

6 監査に係る意見について

今回、「3 監査の実施要領」に基づき実施した「随時監査」の結果として、監査委員の意見を述べる。

まず、財務・会計に関する事務処理の手続き上においては、前述のとおり、起案文書中の決裁日付等の記入漏れ、記載事項の誤り、書類の編綴誤り等はあ

ったが、地方自治法をはじめ、関係法令等に違反する点はなかった。

また、工事変更増額分の財源として入札減少金が充てられていることについて、他の自治体では規則あるいは予算執行方針等を定め、「入札差金については、安易に他の用途へ転用することなく、執行残とすること（真にやむを得ないものは財政担当課と協議）」と定めている事例もある。当市にはそのような定めはないが、財政協議の上で同じ行政科目（工事請負費）の予算残額を執行すること自体は法令等で禁止されているものではない。

ただ、本事案は議決された予算内容以外の変更工事であり、できれば補正予算案として議会に提案の上審議がなされるべき事案であったと考える。一日でも早い完成を急ぐあまり時間的余裕がなかったのだとしても、ないならぬなりに、市の意思を決定する機能及び行政のチェック機能を有する議会に対してはより丁寧な説明をし、理解を得ていく過程を経ることが必要であった。そのための時間は確保されるべきであったと思う。

続いて、今後において支出を余儀なくされることとなる工事変更増額分の452万8000円については、本来であれば支出する必要のないお金である。その金額は決して小さくはない。

本事案は、危機管理課担当職員が事前調査の時点において隣地の所有者氏名を把握はしていたものの、詰所改築工事を起工する前に実施されたC社による地縄張り（敷地に対して建物配置の確認をする作業）の際には隣家（地）の居住者が立ち会われ、建物（基礎）配置がどうなるかの確認をされた上で、特段の意見はなかったということもあり、隣家（地）居住者と所有者を同一人物と思い込んでしまうような状況が続いていたことと、他の関係職員等にもまた同様の「思い込み」があったという複数の要因によって、不必要なお金が必要なお金となる事態を生じさせたものである。

上記のような経緯があるわけであるから、そこに至るまでの時点で、所有者と居住者が違うということを知ることができてさえいれば、真の所有者による立会と確認をもって、少なくとも民法上の問題発生は防ぐことができたものと思われる。例え、問題発生前に50センチ後退義務を承知していたとしても、その立会・確認等を権限のない相手方としたのでは意味がない。この点が本事案での一番の問題点ではないかと考える。

本事案は、消防詰所を所管する危機管理課及び同課の依頼により改築工事を担当する都市整備課の担当職員が「思い込み」という心理状態の中で、職務遂行上において結果的に十分な状況確認ができていなかったこと、加えて、関係職員間の連携不足により生じたものと指摘せざるを得ない。その要因と工事変更に伴う費用増額分の大きさから考えると、やはり一定程度の過失はあるのではないか。市民目線に立ってみれば、「次からは気を付けて」というだけで済ませられる事案であるとは言えない。

以上のように、危機管理課担当職員には良好な隣人関係を築く上において協議し了承を得るべき相手方(隣接する土地家屋の所有者)の確認を怠った過失、都市整備課担当職員には先例がなく致し方ない面があることから重くはないものの、50センチ後退義務を関係職員等に指摘しなかったという過失があると考えられる。もし指摘していたならば、それをきっかけとして一旦立ち止まり事態の再確認を行うなどにより、違った状況になっていたかも知れない。

ただ、繰り返しになるが、職員、地元関係者、設計業者、施工業者を含めた何れの者にも、今回の工事が同じ敷地内での改築であること、敷地が狭隘であること、しかも、改築する位置は隣地境界線と既存建物があつた距離よりも僅かとはいえ開いていて、そのことを隣家の居住者が確認されていることなどもあって、既存建物とそれほど変わらない位置に建てることは了解された事項であるとの「思い込み」、そういう心理状態が共通してあつたのではないかとと思われるのが本事案である。

次に、職員個人がどのような法的責任を負うか。その一つ、職員が負う民事上の損害賠償責任としては、国家賠償法、地方自治法等においてそれぞれ規定されているが、そこでいう「重大な過失」とは、ほとんど故意に近い著しい注意義務違反とされている。本事案を監査してきた過程において、それぞれの担当職員がほとんど故意に近い著しい注意義務違反に該当するような業務への取組姿勢等は見受けられなかった。

よって、過失の程度として「重大な過失があつた」とまでは認められず、関係職員に重い処分を課すことや損害賠償責任を負わせることは酷ではないかと考える。

本事案は、議会本会議での質問や新聞報道等により、広く市民の皆さんに知れ渡ることとなった。そのことも合わせ、問題発生から今に至るまで、「その責任の一端は我にあり」と自覚している関係職員は、おそらく肩身の狭い思いを抱きながら、大いに反省しているものと思料する。その反省点を今後の職務遂行において必ずや活かしていただきたいと願う。

最後に、市長におかれては、本事案に係る管理監督を含めた責任の所在、その程度を明確にし、関係職員の職責・権限等を考慮した相応の措置、また、そのことによって市職員全体が職務遂行に当たって萎縮を招く結果にならないように、さらに、市民目線にも配慮した措置を講ずるとともに、今後において同様の事案が二度と生じないよう必要かつ十分な対策を講じられたい。

言うまでもなく、職務遂行において前例に倣うことが必要な面は往々にしてあるにしても、そこに過度の前例踏襲や思い込みなどがあっては大きなリスクにつながる。市民の負託に応えるためには、行政（職員）は常にリスクを認識し、適度の緊張感と新たな思考のもとに、それぞれに課せられた職務遂行に十二分の意欲をもって取り組んでいくことが肝要と考える。

7 その他

(1) 今日、本市ほか他自治体で起こっている事故の要因として、次のようなことが言われている。

- ・職員数の減少や相反する業務量の増加、業務の細分化・専門化、システムへの過度の依存などから、担当者以外の職員のチェックが手薄となっていて各所属において組織としてのチェック体制が機能しにくいこと。
- ・職場内などでのコミュニケーション不足による失敗事例などの情報共有の不足、さらに、職場において支え合う意識が希薄化したことから、職場内に業務を進める上での注意すべき点などの共通認識がないこと。
- ・職場における教育、研修の機会が少ないことにより、職員の知識・経験が不足していること、業務に対する意識の低下が見られること、チェックやルーチンワークに係る仕事の質が低下していること。

以上のような点が、リスクを発生させる原因と考えられている。市政への信頼喪失や市への多額の損害を与えかねないリスクが、日常業務の中にあることを十分認識し、以下に述べるリスク管理の取組を今一度徹底されたい。

ア <各所属におけるリスク管理>

- ① 日常的にミスが減らす取組を徹底（業務ごとのチェック内容・方法のマニュアル化（チェックリストなどの作成）による属人的な能力・経験に頼るチェック体制からシステムとしてのチェック体制の整備）すること。
- ② ミスが発生した場合は原因を早期に発見して正しい状態に戻すこと。
- ③ ミスの影響や被害について緊急かつ徹底的に調査すること。
- ④ 万が一、被害が発生してしまった場合は被害の状態を確認して修復する。その拡大や二次的被害を防ぐ措置を講ずること。
- ⑤ ミスが発生した原因を究明して、同じミスが起きないように対策を講ずること。
- ⑥ 事故が発生した場合の原因究明等に資するため、業務を実施するに当たっては記録を作成し、保管すること。

イ <市としてのリスク管理>

- ① 業務手順書の点検・改善（全庁的な事業執行体制の確立）
- ② 職員研修の充実（ミス防止対策、公務員倫理の徹底、危機管理研修等の実施）
- ③ 情報共有体制の整備（各種対策の全庁的推進や職員への周知徹底、新たな取組の企画等）
- ④ 電算処理システムの改修及び改修の検討（システム処理上の課題・問題点検討・必要性、費用対効果の検証）

(2) 建築事業主管課と都市整備課は、大洲市の建築物の設計及び施行管理に当たって、一部連携不足が見受けられたことから、今後はより連携を密にし、一体となって事業実施に当たることができるよう体制の見直しと強化に努められたい。

(3) 市の建築工事に当たっては、技術職員の配置がない建築工事主管課が都市整備課に建築工事を依頼し実施すること等について定める「工事請負等事務処理要綱（仮称）」等を制定するなど、規定に基づき、遺漏なく実施できるような方法を検討されてはどうか。これは提案である。

